

## 議 事 日 程 第 7 号

令和6年6月20日（木）午前10時開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第79号 米沢市市税条例の一部改正について
- 日程第 2 議第80号 米沢市都市公園条例の一部改正について
- 日程第 3 議第81号 米沢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議第89号 米沢市立南成中学校新設建築工事請負契約の締結について
- 日程第 5 議第90号 米沢市立南成中学校新設電気設備工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議第91号 米沢市立南成中学校新設機械設備工事請負契約の締結について
- 日程第 7 請願第1号 パレスチナ自治区ガザ地区における戦闘の即時停戦の働きかけを国等に求める意見書提出方請願

（民生常任委員長報告）

- 日程第 8 議第82号 交通事故に基づき生じた損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 9 議第83号 米沢市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議第84号 米沢市子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 日程第 11 議第85号 米沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 12 議第86号 米沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 請願第3号 健康保険証を廃止せず存続を求める国への意見書提出方請願
- 日程第 14 請願第4号 医療機関・介護施設への支援の拡充と、ケア労働者の勤務環境と待遇改善等を求めるための意見書提出方請願

（産業建設常任委員長報告）

- 日程第 15 質問第2号 審査請求に関する質問について
- 日程第 16 議第87号 米沢市市営食肉市場の長期かつ独占的な利用期間の更新について
- 日程第 17 議第88号 特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（3号棟））事業契約の一部変更について
- 日程第 18 議第92号 米沢市市営住宅条例の一部改正について

- 日程第19 議第93号 米沢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について  
日程第20 議第94号 米沢市公共下水道条例の一部改正について  
日程第21 議第95号 市道路線の廃止について  
日程第22 議第96号 市道路線の認定について

(予算特別委員長報告)

- 日程第23 議第97号 令和6年度米沢市一般会計補正予算（第2号）  
日程第24 議第98号 令和6年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）

- 日程第25 発議第1号 パレスチナ自治区ガザ地区における戦闘の即時停戦の働きかけを国等に求める意見書の提出について  
日程第26 発議第2号 医療機関・介護施設への支援の拡充と、ケア労働者の勤務環境と待遇改善等を求めるための意見書の提出について  
日程第27 議員派遣について

~~~~~

#### 本日の会議に付した事件

議事日程第7号と同じ

~~~~~

#### 出欠議員氏名

##### 出席議員（23名）

1番	佐	野	洋	平	議員	2番	成	澤	和	音	議員
3番	高	橋	千	夏	議員	4番	関	谷	幸	子	議員
6番	高	橋		壽	議員	7番	小	久	保	広	信
8番	影	澤	政	夫	議員	9番	山	村		明	議員
10番	堤		郁	雄	議員	11番	植	松	美	穂	議員
12番	古	山	悠	生	議員	13番	島	貫	宏	幸	議員
14番	木	村	芳	浩	議員	15番	相	田	克	平	議員

16番	遠	藤	隆	一	議員	17番	太	田	克	典	議員
18番	我	妻	徳	雄	議員	19番	山	田	富	佐	子
20番	佐	藤	弘	司	議員	21番	鳥	海	隆	太	議員
22番	島	軒	純	一	議員	23番	齋	藤	千	惠	子
24番	工	藤	正	雄	議員						

欠席議員 (1名)

5番 高 橋 英 夫 議員

~~~~~

出席要求による出席者職氏名

|             |        |            |        |
|-------------|--------|------------|--------|
| 市長          | 近藤 洋介  | 総務部長       | 神保 朋之  |
| 企画調整部長      | 遠藤 直樹  | 市民環境部長     | 佐藤 明彦  |
| 健康福祉部長      | 山口 恵美子 | 産業部長       | 安部 晃市  |
| 建設部長        | 吉田 晋平  | 会計管理者      | 本間 加代子 |
| 上下水道部長      | 安部 道夫  | 病院事業管理者    | 渡邊 孝男  |
| 市立病院事務局長    | 和田 晋   | 総務課長       | 高橋 貞義  |
| 財政課長        | 土田 淳   | 政策企画課長     | 伊藤 尊史  |
| 教育長         | 佐藤 哲   | 教育管理部長     | 森谷 幸彦  |
| 教育指導部長      | 山口 博   | 選挙管理委員会委員長 | 玉橋 博幸  |
| 選挙管理委員会事務局長 | 竹田 好秀  | 代表監査委員     | 志賀 秀樹  |
| 監査委員長       | 鈴木 雄樹  | 農業委員会会長    | 小関 善隆  |
| 農業委員会事務局長   | 柴倉 和典  |            |        |

~~~~~

出席した事務局職員職氏名

事務局長	栗林 美佐子	事務局次長	細谷 晃
------	--------	-------	------

總務主查 飯澤倫代  
主查 堤治

議事調查主査 曽根浩司

## 午前10時00分 開 議

○相田克平議長 おはようございます。

ただいまの出席議員23名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第7号により進めます。

### 日程第1 議第79号米沢市市税条例の一部改正について外6件

○相田克平議長 日程第1、議第79号米沢市市税条例の一部改正についてから日程第7、請願第1号パレスチナ自治区ガザ地区における戦闘の即時停戦の働きかけを国等に求める意見書提出方請願までの議案6件、請願1件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

総務文教常任委員長12番古山悠生議員。

〔総務文教常任委員長12番古山悠生議員登壇〕

○12番（古山悠生議員） 御報告申し上げます。

本日は、6月3日及び10日の本会議において、当委員会に付託されました案件のうち、既に報告を行った議第99号財産（バス車両）の取得についてを除く議案6件、請願1件についての審査の経過と結果について御報告申し上げます。

なお、当委員会は、議会日程に従い、11日の午前10時から委員会室において、全委員出席の下、関係部課長並びに請願審査においては紹介議員に出席を求め、開会いたしました。

初めに、議第79号米沢市市税条例の一部改正についてでありますが、本案は、私立学校法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決

しました。

次に、議第80号米沢市都市公園条例の一部改正についてでありますが、本案は、八幡原緑地野球場及び八幡原緑地テニスコートにおいて利用料金制度を導入するほか、八幡原緑地テニスコートを個人使用する場合の使用料を定めようとするものであります。

本案に対し、委員から、現在、八幡原緑地テニスコートの照明設備が故障しているが、施設のホームページでは、利用時間が午後9時までとなっている。実際は日没までしか利用できないのであれば、その旨を明記すべきではないかとの質疑があり、当局から、窓口での掲示やホームページでの周知等を行い、利用者に御理解をお願いしたいとの答弁がありました。

また、委員から、八幡原緑地テニスコートの令和元年度、4年度、5年度の利用者数を見ると、令和4、5年度の利用者数が元年度と比べるとかなり減っているが、どのように評価しているかとの質疑があり、当局から、コロナ禍が明けたが、利用者数がコロナ禍前の状況に戻っていない。これまで個人使用の区分がなく、使いたい日に申請してもその日に使えないという状況があったことも、利用者数が戻ってこない理由の一つと考えられるため、今回の条例改正により利用者数が回復することを期待したいとの答弁がありました。

さらに、委員から、ナイター設備がありながら、故障により夜間は使えなかったり、テニスコートの経年劣化が進んでいたりするが、今後どういった視点で施設の維持管理をしていくのかとの質疑があり、当局から、利用者が安心して安全に使っていただけることが最も重要と考えており、その部分が損なわれることのないよう整備していくとの答弁がありました。

採決に当たっては、八幡原緑地テニスコートについて、利用者から要望のあった個人使用の区分を設け、個人の利用を促すことはよい施策だと考えることから賛成するとの意見がありました。

本案については、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第81号米沢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります、本案は、米沢市営八幡原体育館において利用料金制度を導入しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第89号米沢市立南成中学校新設建築工事請負契約の締結についてであります、本案は、米沢市立南成中学校の開校に向けて、鉄筋コンクリート造3階建ての校舎及び鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建ての屋内運動場等、延べ床面積約1万1,789平方メートルの施設を建設しようとするものであります。

契約については、条件付き一般競争入札による契約とし、2業者による入札を行った結果、後藤・太田・米木特定建設工事共同企業体代表者、米沢市丸の内二丁目2番27号、株式会社後藤組代表取締役 後藤茂之と契約金額44億円で仮契約を締結したので、本契約を締結しようとするものであります。

本案に対し、委員から、現在、市内の幼稚園、保育園等では、施設の防犯対策や性被害防止対策を既存の設備に追加する形で進めているが、本工事ではどのような対策を見込んでいるかとの質疑があり、当局から、玄関等のロックの遠隔操作が可能な電気錠や、緊急時の押しボタン式通報装置などを設置予定である。市内幼稚園等での防犯対策の取組については承知しているが、中学校への導入については、民間施設の実態を確認しながら判断したいとの答弁がありました。

また、委員から、新聞で南成中学校の整備費用は当初の1.3倍を見込んでいるとの報道があったが、今後の物価上昇にどう対応していくのかとの質疑があり、当局から、近年の物価上昇により建設費も上昇基調に推移している。今後、材料等の

急激な価格の変動や予測不能な国内の急激なインフレなどにより、現在の請負代金額が不適当となったときには、契約上、受注者は発注者に対し請負代金額の変更を請求することができるとされている。今後、受注者から請求があった場合は協議していくことになるので、今の段階では契約金額の増額は否定できないと考えているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第90号米沢市立南成中学校新設電気設備工事請負契約の締結についてであります、本案は、米沢市立南成中学校の開校に向けて、校舎、屋内運動場等に係る電気設備工事を行おうとするものであります。

契約については、条件付き一般競争入札による契約とし、3業者による入札を行った結果、電機鉄工・東北電化・振興特定建設工事共同企業体代表者、米沢市大字花沢3168番地の11、東北電機鉄工株式会社米沢営業所所長 北村重康と契約金額3億9,270万円で仮契約を締結したので、本契約を締結しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第91号米沢市立南成中学校新設機械設備工事請負契約の締結についてであります、本案は、米沢市立南成中学校の開校に向けて、校舎、屋内運動場等に係る機械設備工事を行おうとするものであります。

契約については、条件付き一般競争入札による契約とし、1業者による入札を行った結果、弘栄・黒澤・東亜特定建設工事共同企業体代表者、米沢市金池七丁目6番55号、弘栄設備工業株式会社米沢営業所所長 松木正人と契約金額6億8,200万円で仮契約を締結したので、本契約を締結しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全

委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号パレスチナ自治区ガザ地区における戦闘の即時停戦の働きかけを国等に求める意見書提出方請願ですが、本請願は、イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスの軍事衝突により深刻な人道危機をもたらしているパレスチナ自治区ガザ地区での即時停戦実現のために、国及び政府並びに関係機関が積極的な役割を果たすことを求め、意見書を提出していただきたいとするものであります。

審査に先立ち、紹介議員から補足説明を受け、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、5月24日に国際司法裁判所からイスラエルに対し、ガザ地区での軍事作戦を停止するよう暫定措置命令が出されたが、詳細を把握しているか。また、6月11日に報道のあった、国連の安全保障理事会でガザ地区での停戦を含む提案を支持する決議に日本が賛成したことを探しているかとの質疑があり、紹介議員から、内容について詳しくは把握していないとの答弁がありました。

採決に当たっては、どんな国であれ、国連憲章、国際法に反する暴挙は許されないという1点で、国際社会が力を合わせる必要がある。平和憲法を持つ日本だからこそ、世界平和のために、ガザ地区への攻撃の中止や即時停戦を働きかけ、最大限の平和外交を行うべきと考えることから、採択すべきとの意見がありました。

本請願については、全委員異議なく、採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました案件のうち、議案6件、請願1件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○相田克平議長 ただいまの総務文教常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第79号から議第81号まで、議第89号から議第91号まで及び請願第1号の議案6件、請願1件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。

よって、議第79号から議第81号まで、議第89号から議第91号まで及び請願第1号の議案6件、請願1件は、委員長報告のとおり決まりました。

---

#### 日程第8 議第82号交通事故に基づき生じた損害賠償の額の決定及び和解について外6件

○相田克平議長 次に、日程第8、議第82号交通事故に基づき生じた損害賠償の額の決定及び和解についてから日程第14、請願第4号医療機関・介護施設への支援の拡充と、ケア労働者の勤務環境と待遇改善等を求めるための意見書提出方請願までの議案5件、請願2件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、民生常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

民生常任委員長4番関谷幸子議員。

〔民生常任委員長4番関谷幸子議員登壇〕

○4番（関谷幸子議員） 御報告申し上げます。

去る6月3日の本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案5件、請願2件であります。

当委員会は、議会日程に従い、12日の午前10時から委員会室において、全委員出席の下、病院事業管理者及び関係部課長並びに請願審査においては参考人及び紹介議員に出席を求め、開会いたしました。

以下、審査の経過と結果を御報告いたします。初めに、議第82号交通事故に基づき生じた損害賠償の額の決定及び和解についてであります、本案は、交通事故に基づき生じた損害賠償について、損害賠償の額を決定し、和解しようとするものであります。

本案に対し、委員から、いきいきデイサービス送迎バス運転業務において、米沢市シルバー人材センターから派遣されている運転手はどのような方かとの質疑があり、当局から、派遣を受けている運転手は米沢市シルバー人材センターに会員として登録している個人の方であるとの答弁がありました。

また、委員から、以前は送迎バスの運転業務を外部に委託していた時期があったのではないかとの質疑があり、当局から、以前は外部に業務を委託していたとの答弁がありました。

さらに、委員から、このたびの事故では、バスが民家の隣にぶつかるまで30メートル走行したことだった。仮に時速20キロメートルだと30メートル走行するのに5秒程度かかると思うが、その間アクセルペダルを間違えて踏み続けていたのかとの質疑があり、当局から、意図せずにバスが動き始めてしまったことで運転手は慌ててしまい、ブレーキペダルとアクセルペダルを踏み間違え、それによって加速がつき、そのまま前進していくものと認識しているとの答弁がありました。

また、委員から、このたびの事故はマニュアル車のバスで、体がシフトレバーにぶつかり、車が動いてしまったことから起こった事故だったが、バスをオートマチック車にしていく考えはあるのかとの質疑があり、当局から、事故の前はオートマチック車のバスを使用していたが、事故のあった日がマニュアル車に切り替えるタイミングであった。今後、車両を切り替える際には、オートマチック車の使用について検討していきたいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、民間のバス会社では、車を

停車する際には車止めを使用するようだが、安全対策として、そのことは検討したのかとの質疑があり、当局から、今回の事故発生時は車止めを使用していなかったが、事故を受け、車止めを購入し使用しているところであるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第83号米沢市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります、本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第84号米沢市子ども・子育て会議条例の一部改正についてであります、本案は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第85号米沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります、本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うとともに、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第86号米沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります、本案は、地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決

しました。

次に、請願第3号健康保険証を廃止せず存続を求める国への意見書提出方請願についてであります。本請願は、政府は令和6年12月に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化したマイナ保険証に一本化しようとしているが、県内の病院、診療所でもマイナ保険証の認証トラブルが発生しており、従来の保険証を廃止することで幾通りもの個人認証方法が生じ、保険組合や自治体の事務負担の増大が懸念されることから、マイナ保険証の運用においてトラブルを防止する対応と、現行の健康保険証を廃止せず使用できるようにすることを求め、国に対して意見書を提出していただきたいとするものであります。

審査に先立ち、参考人及び紹介議員から、補足説明を受け、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、認知症や独り暮らしひの高齢者のマイナンバーカードやマイナ保険証の申請自体が困難を伴うのではないかとの質疑があり、参考人から、独り暮らしなどの高齢者が自ら進んで的確に申請手続を行うことができるかについて不安が非常に広範囲に広がっている状況であると認識しているとの答弁がありました。

また、委員から、マイナ保険証の使用に関するトラブルに対応する体制は必要だが、トラブルがあるからマイナ保険証は必要ないとはならないのではないかとの質疑があり、参考人から、マイナ保険証はあってもよいと考えている。医療従事者が人手不足の中で、マイナ保険証のトラブルに対応するのは現状でも大変であり、現行の健康保険証の廃止となれば、さらに大きな混乱が生じると想定されるため、現行の健康保険証は廃止せずに両方を使えるようにすればよいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、マイナ保険証はマイナンバーカードと健康保険証を一本化して、保険証を一つにできるから利便性が高まるのであり、複数の

健康保険証が必要なままではコストもかかり、トラブルも多くなると思うがどうかとの質疑があり、参考人から、現行の健康保険証を存続させれば、マイナ保険証と現行の保険証の2種類で済むが、現行の保険証を廃止すると、資格確認証など幾通りもの確認方法が生じるため、そのほうが利便性は損なわれるのではないかと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、健康保険証の不正利用や偽造についてはどう考えるかとの質疑があり、参考人から、なりすましについては、国で統計を取っていないが、少ない現状だと認識している。マイナンバーカードに今後様々な情報がひもづけされる見込みだが、マイナンバーカードのセキュリティを突破されてしまうと、多くの情報が危険にさらされるものと認識しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、この請願の願意は、現行の健康保険証を永続的に残してほしいということかとの質疑があり、参考人から、永続的に現行の保険証を残してほしいという願意であるとの答弁がありました。

また、委員から、マイナ保険証を使用するには、まずマイナンバーカードが必要になるが、介護施設入所者などマイナンバーカードをまだ持っていない方への対応はどう考えるかとの質疑があり、参考人から、そうした方々への対応として、国では顔認証が可能なマイナ保険証を考えているようだが、コストもかかり、様々な問題が生じる可能性もあるため、現行の健康保険証を残すのがよいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、重大犯罪の容疑者が現行の健康保険証を偽造したものを持っていたことがあり、こうした偽造を防ぐためには、マイナ保険証に一本化することが理想的と考えるがどうかとの質疑があり、参考人から、重大な犯罪への対応は必要だが、そのことと現行の健康保険証を廃止することは容易には結びつかず、別の問題ではな

いかと捉えているとの答弁がありました。

また、委員から、マイナ保険証の利用促進の取組に伴って、マイナ保険証をお持ちでない方が診察を後回しにされるなどのトラブルが起こっていることについてはどう考えるかとの質疑があり、参考人から、山形県内では、まだそうしたトラブルは起こっていないと承知しているが、医師法や薬剤師法など現行法の観点からも、患者には平等に対応するのは当然であり、マイナ保険証を利用する方を優先するようなやり方は許されないと考えているとの答弁がありました。

採決に当たっては、現行の健康保険証を廃止しなければ運用コストは減ないこと。マイナンバーカードに複数の機能を備えることで、行政上の手続を簡素化できるほか、医療データの一元管理によって迅速で適切な医療の提供が可能となり、患者の治療の質の向上と医療資源の効率的な活用につながることから、マイナンバーカードを取得しない方やマイナ保険証の利用手続に不安のある方への配慮は必要だが、本請願を不採択とすべきとの意見。

認知症や独り暮らしの高齢者にとって、マイナ保険証を自分で申請することは非常に困難であり、そういう方が無保険者になる可能性があり、国民皆保険制度の根幹に関わる重大な問題だと考える。マイナ保険証の運用では、あまりにも多くのトラブルがあり、現行の健康保険証をなくすことで、多くの資格確認方法が生じ、医療関係者等の負担が高まることを考えると、現行の健康保険証をなくすメリットはないと考えることから、本請願を採択すべきとの意見。

マイナンバーカードと保険証の統一については、将来的なことを考えても、マイナンバーカードに情報を一元化することが本人にとっても社会的にも利便性が高まることから推進されているものである。現行の健康保険証を残すのではコストが増大してしまうため、今後も永続的に現行の健康保険証を残すことには賛成できないことから、本請

願を不採択とすべきとの意見。

マイナ保険証については、被保険者情報の誤入力などのトラブルがあり、国民の不信感が高い状況にある。マイナ保険証の運用においてトラブルが起こらないような抜本的なシステムの見直しが必要であり、国民の不信感が払拭されないうちは、現行の健康保険証も残して対応すべきだと考えることから、本請願を採択すべきとの意見。

健康保険証の偽装利用ができないようなシステムを構築するには、マイナ保険証が理想的であり、犯罪を少しでも防ぐという意味でも本請願を不採択とすべきとの意見。

マイナ保険証はトラブルが続いている上、医療機関への負担が生じている上、現行の健康保険証が廃止された場合、自治体にも多大な行政負担が生じる見込みである。しっかりとした制度設計やシステムの構築がなされておらず、高齢者や障がい者等がマイナ保険証を取得しにくい状況にある中では、現行の健康保険証を廃止すべきではないと考えることから、本請願を採択すべきとの意見に分かれたため、起立採決を行ったところ、可否同数でありましたので、米沢市議会委員会条例第17条の規定により、委員長において本請願は不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第4号医療機関・介護施設への支援の拡充と、ケア労働者の勤務環境と待遇改善等を求めるための意見書提出方請願についてあります。本請願は、政府は2024年に診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の改定を実施したが、政府が目標としていた2.5%のベースアップにはほとんどの医療機関・介護施設が届いていない状況であり、物価高騰が収まらない中、国が決める公定価格で運営している医療機関や介護施設等は、様々な物品や光熱費などの値上げを価格転嫁できない状況が続いていることから、診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施することや、物価高騰を補えるよう支援策を拡充することなどを求め、国に対して意見書を提出して

いただきたいとするものであります。

審査に先立ち、参考人及び紹介議員から補足説明を受け、審査に入りました。

本請願に対し、委員から、報酬の改定により一定程度報酬が上がっているが、現状の人員配置、募集・採用の状況はどうかとの質疑があり、参考人から、今年に限らず昨年以前から新型コロナの影響があり、病院や介護事業所については、民間か公務公的な機関・施設かにかかわらず人手が足りない状況が続いている。県内も全国的にも押しなべて同様の状況であり、ベースアップ評価料などにより賃金が上がったが、職員の処遇改善や現場の負担軽減、人員の増員にはまだまだつながっていないとの答弁がありました。

また、委員から、物価上昇を加味して、どの程度の処遇改善を望んでいるのかとの質疑があり、参考人から、上部団体の日本医労連の2024年春闘の目標では8%としていたが、これはほかの産業との長年の差を埋める意味で高い数値を掲げたものであり、医療・介護に従事する方を引き止め、新たな方を相当数配置しないと、現場の負担軽減にはつながらないことから、こうした水準を望んでいるとの答弁がありました。

さらに、委員から、賃上げの対象とならない職種があるため、全体の賃上げ水準が低くなるという話が以前あったが、その点は改善されたのかとの質疑があり、参考人から、基本的な制度の立てつけが変わっておらず、同じ事業所の職員間や、同じ法人の事業所間でも対象になるかどうかが異なるため、全てのケア労働者の賃上げにつながるようにするには制度の改正が必要であるとの答弁がありました。

また、委員から、昨年12月の請願の際に、月額4万円の賃上げが目標との発言があったが、その点はどう変化したのかとの質疑があり、参考人から、今年の春闘では、山形県医労連加盟9組織の平均で約1万円の賃上げであり、少ないところでは介護施設で8,000円程度となっており、まだまだ

求める水準には達していないとの答弁がありました。

さらに、委員から、組合員からはどのような声が寄せられているかとの質疑があり、参考人から、2024年春闘の前後に加盟組織の組合員対象のアンケート調査を行ったが、賃金が安い、人がいない、休みが取れないとの回答が上位3つを占めており、その中でも、賃金が安いという回答が非常に多かった。そこがある程度満足できる水準になれば、人が定着し、休みが増えるなど、労働条件の改善につながると考えているが、今回の春闘での平均1万円の賃上げを、医療・介護従事者がどう捉えているかには不安を感じるとの答弁がありました。

採決に当たっては、昨年以降、賃金や報酬が上がったものの、大幅な賃上げにはなっておらず、医療・介護職に応募される方が少ない今まで、離職者も他産業に比べて多い状況にある。患者・利用者の安心安全のためにも人員確保が必要であり、それには処遇改善が必要と考えることから、本請願を採択すべきとの意見。

今年の春闘で、他業種が5%の賃上げを実現し、その一方で物価が高騰している中で、診療報酬・介護報酬の引上げを行い、医療・介護従事者の賃上げにつなげ、それが人員不足の解消に結びつくようすべきと考えることから、本請願を採択すべきとの意見。

医療・介護従事者は、安い、きつい、人がいないという状況で、人員確保が難しい状況であることから、診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定の実施と、物価高騰や人件費増を補えるような支援策が必要と考えることから、本請願を採択すべきとの意見があり、全委員異議なく、採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案5件、請願2件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○相田克平議長 ただいまの民生常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、請願第3号に対し、14番木村芳浩議員から討論の通告がありますので、発言を許可いたします。14番木村芳浩議員。

〔14番木村芳浩議員登壇〕

○14番（木村芳浩議員） 至誠会の木村芳浩でございます。

私は、請願第3号健康保険証を廃止せず存続を求める国への意見書提出方請願について、採択すべき、賛成の立場で討論をさせていただきます。

6月12日開催の民生常任委員会の審査の中でも御指摘があったように、現段階では、高齢者の方々にとって、マイナンバーカードを発行し、所持すること自体に高いハードルが残っていると思っております。

この状況を放置したままで、マイナンバーカード普及のために、現行の保険証を廃止して、マイナ保険証に一本化を急ぐことは、高齢者はもとより、弱者や一部国民の切り捨てに近く、行き過ぎた強権的な進め方であり、本来任意で進められてきたマイナンバーカードの普及の在り方も、国民にしっかりととした説明もなく、全ての自治体や国民にはデメリットが非常に大きいと感じております。

例えば、認知症を抱えた高齢者や障がい者などが過ごす施設の場合、8割以上の施設が現行の保険証を御家族から預かり、通院などの必要時に施設の人が付き添い、保険証を提示しております。しかし、今後マイナ保険証に一本化された場合、マイナンバーカード自体にひもづく情報が多いことから、カードと暗証番号の両方を預かることは、紛失時の責任が重過ぎるため、施設側で管理するわけにはいかなくなるとの声が多く聞こえてまいります。そうなれば、親族が管理をして、通院のたびに持参しなければならなくなり、家族の負担も大きくなることが想定されます。

私も同じ当事者として、痛いほど介護施設や病

院関係者の御苦労が計り知れます。

このように各種個人情報と結びつくマイナ保険証への性急な一本化は、介護施設と入居者、御家族にとっては大きな負担になることは明確であります。

DX推進の時代、マイナ保険証の普及、推進は必要なことと理解はできますが、少なくとも市民生活に混乱が生じないよう丁寧に進めるべきであり、デジタルディバイドが医療格差に直結するような進め方は避けるべきであります。

国はまずもって、高齢者や障がい者施設が抱える不安解消を急ぐ必要があり、もう少し時間をかけながら丁寧に進めるべきであります。様々な課題は感じつつも、将来へ向けて効率性や利便性も期待されるマイナンバーカード制度自体否定するものではないが、国は国民生活に混乱が生じないような手立てを尽くすことを優先させるべきであり、そのような理由から、暫定的ではあっても現行の保険証は存続させる必要があり、繰り返しになりますが、マイナ保険証一本化には十分な助走期間と救える時間が必要であると考え、請願第3号に賛成いたします。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、討論を終わります。

○相田克平議長 以上で討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

民生常任委員長報告中、異議のありました請願第3号を除く議第82号から議第86号まで及び請願第4号の議案5件、請願1件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。

よって、議第82号から議第86号まで及び請願第4号の議案5件、請願1件は、委員長報告のとおり決まりました。

次に、異議のありました請願第3号について、起立により採決いたします。

請願第3号に対する委員長報告は、可否同数により、委員長裁決において不採択であります。お諮りいたします。

請願第3号を採択するに賛成の議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○相田克平議長 起立少数であります。

よって、請願第3号は不採択と決まりました。

日程第15 諒問第2号審査請求に関する  
諒問について外7件

○相田克平議長 次に、日程第15、諒問第2号審査請求に関する諒問についてから日程第22、議第96号市道路線の認定についてまでの諒問1件、議案7件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告願います。

産業建設常任委員長8番影澤政夫議員。

〔産業建設常任委員長8番影澤政夫議員登壇〕

○8番（影澤政夫議員） 御報告申し上げます。

去る6月3日の本会議において、当委員会に付託されました案件は、諒問1件、議案7件であります。

当委員会は、議会日程に従い、13日の午前9時から委員会室において、全委員出席の下、関係部課長に出席を求め、開会いたしました。

また、市道路線として廃止及び認定しようとする箇所について、審査に先立ち、現地調査を行いました。

以下、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、諒問第2号審査請求に関する諒問についてでありますが、本案は、使用料の徴収に関する処分に係る審査請求について、地方自治法第229条第2項の規定により諒問しようとするものであ

ります。

本案に対し、委員から、今後同様の下水道使用料の賦課漏れの事案が発生しないよう、現在はどのような手順を踏んでいるかとの質疑があり、当局から、今回の事案を受け、今年1月に行った排水設備工事の責任技術者の講習会において、改めて下水道の接続に関する事務手続について周知したほか、今年4月に全戸配布したよねざわ上下水道だよりで同様の周知を行った。また、現在は水道課給排水担当において、水道及び下水道両方の書類等の確認を行っているため、間違いないチェック体制が確立できていると考えているとの答弁がありました。

また、委員から、公共下水道への接続を確認してから納入通知処分を行うまで2か月かかっているが、その期間は適切であったかとの質疑があり、当局から、使用者及び所有者立会いの下、訪問調査を行い、対応について検討したが、今回の賦課漏れについては、簡単に対応できる事案ではなく、検討に時間を要したものであり、納入通知処分を行った時期については妥当であったと考えているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、正副委員長で作成した答申書案のとおり、本審査請求を棄却すべきであると答申することに決しました。

次に、議第87号米沢市市営食肉市場の長期かつ独占的な利用期間の更新についてでありますが、本案は、市営食肉市場について、同施設の効率的な運営を考慮し、利用者に株式会社米沢食肉公社を指定し、長期かつ独占的な利用を許可し、運営してきたが、来る9月2日をもってその利用期間が満了となることから、円滑かつ安定的な食肉流通を確保するため、さらに10年、利用期間を更新しようとするものであります。

本案に対し、委員から、今回、食肉市場の利用期間を10年更新するが、この期間で施設の新築や改築は視野に入れているのかとの質疑があり、当

局から、現在の施設は稼働してから約24年が経過している。今すぐの建て替えは考えていないが、将来的な施設の再整備については、資材等が高騰している状況も勘案し、建て替えとするか、長寿命化を図り維持していくかも含めて検討していくと考えているとの答弁がありました。

また、委員から、今後10年間で米沢牛の海外への輸出については状況が大きく変わっていくことが予想される。担い手不足の問題を考えつつ、市内の生産者の方々に頭数を増やしていただく計画を考える必要があるのではないかとの質疑があり、当局から、海外に輸出する場合、屠畜場においては相手国の認証が必要となるが、現在の設備では牛と豚の屠畜ラインの問題などもあり、認証をいただけたる国が少ない状況にある。また現在、米沢牛として認定される年間の頭数は約3,000頭であり、今後、置賜3市5町が連携し、頭数の増加を図れるような取組をしていかなければならぬと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、食肉市場について、本条例により長期かつ独占的な利用を認めることと、指定管理者制度により施設の管理を行わせることにどのような違いがあるのかとの質疑があり、当局から、食肉市場については、平成18年度より指定管理者制度を導入しているが、維持管理等の対象となるのは市が所有する施設のみとなっている。市所有の施設に加え、米沢食肉公社が所有する施設等を包括して利用することを認めるのは、指定管理者制度では対応が難しいことから、本条例により長期かつ独占的な利用を許可しているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第88号特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（3号棟））事業契約の一部変更についてですが、本案は、令和4年3月定例会で契約の一部変更が議決された特定事業（米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業（3号

棟））事業契約について、施設整備費の割賦払いに係る金利の見直しに伴い、契約金額を8億4,602万5,166円から8億4,697万1,197円に、94万6,031円増額し、契約を変更しようとするものであります。

本案に対し、委員から、本事業において、今回、施設整備費に関する金利改定に伴い契約金額の変更を行うが、今後このような金額の見直しはあるのかとの質疑があり、当局から、施設維持管理費については、年に1回見直しを検討することとしており、改定の指標の割合がプラスマイナス3%以上変動した場合に見直しすることになるとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第92号米沢市市営住宅条例の一部改正についてですが、本案は、花沢町住宅を廃止しようとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第93号米沢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてですが、本案は、公共下水道事業及び農業集落排水事業の事業計画の変更並びに地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

本案に対し、委員から、今回、米沢市生活排水処理基本計画との整合を図るため条例を改正することだが、今後も同様の改正をする可能性はあるかとの質疑があり、当局から、本計画はこれまで5年から7年ごとに変更していることから、おおむね5年後に再度条例を改正する可能性があるとの答弁がありました。

また、委員から、今回、公共下水道の排水区域から削除する区域について、削除する理由は何かとの質疑があり、当局から、削除する区域は下水道整備延長が約1.8キロメートルと長く、多額の工

事費用がかかり、これから整備するのは困難であることから、排水区域から削除し、合併処理浄化槽の区域に変更したいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、今回と同様に、今後、公共下水道の排水区域から削除し、合併処理浄化槽の区域に変更するエリアを想定しているかとの質疑があり、当局から、現在まだ予定はないが、将来的には検討していきたいとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第94号米沢市公共下水道条例の一部改正についてですが、本案は、除害施設の設置等が義務づけられる汚水の基準について、下水道法施行令に規定する数値を引用できるよう所要の改正を行うとともに、規定の整備を図ろうとするものであります。

本案については、質疑もなく、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第95号市道路線の廃止について及び議第96号市道路線の認定についてですが、これらは関連がありますので、一括して審査を行いました。両案は、県土地改良事業に伴い2路線を廃止し、2路線を新規認定し、開発行為に伴い2路線を新規認定しようとするものであります。

本案に対し、委員から、市道認定基準の幅員は6メートルだが、駅前四丁目住宅線については、開発業者の意向があり、市と協議した結果、7メートルの幅員となったとのことだった。豪雪地帯である本市において、堆雪幅が広がる利点を考えると、認定基準を7メートルにすることを検討してもよいと思うが、どのように認識しているかとの質疑があり、当局から、現状では幅員が認定基準の6メートルに満たない市道も多々ある。開発行為に伴う新規路線については、6メートルという基準で引き続き認定を行い、開発業者から6メートル以上の幅員で計画したいとの提案があれば、

その都度協議をしたいと考えているとの答弁がありました。

本案については、意見もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました諮問1件、議案7件の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○相田克平議長 ただいまの産業建設常任委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

諮問第2号、議第87号、議第88号及び議第92号から議第96号までの諮問1件、議案7件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、議第87号、議第88号及び議第92号から議第96号までの諮問1件、議案7件は、委員長報告のとおり決まりました。

### 日程第23 議第97号令和6年度米沢市

一般会計補正予算（第2号）

外1件

○相田克平議長 次に、日程第23、議第97号令和6年度米沢市一般会計補正予算（第2号）及び日程第24、議第98号令和6年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）の議案2件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告願います。

予算特別委員長20番佐藤弘司議員。

〔予算特別委員長20番佐藤弘司議員登壇〕

○20番（佐藤弘司議員） 御報告申し上げます。

去る6月3日の本会議において、当予算特別委員会に付託されました案件は議案2件であります。

当委員会は、議会日程に従い、14日午前10時30分から議場・委員会室において、全委員出席の下、当局から市長をはじめ、教育長、関係部課長等にも出席を求め、審査を行いました。

なお、議案の内容につきましては、市長の説明要旨や事項別明細書等で全議員御承知のことと存じますので、その説明を省略させていただき、以下、審査の経過の中できました質疑等の主なものと、その結果を取りまとめて御報告申し上げます。

初めに、議第97号令和6年度米沢市一般会計補正予算（第2号）の歳出については、補正予算の提案があつた款項について質疑が行われました。

まず、第2款総務費ではシティプロモーション事業について、今回は補正予算のことだが、本来であれば4月から魅力推進課が設置されると決まった時点で、市長や部長から事業規模や予算について指示があり、本来、当初予算に計上すべきものではないかとして質疑がありました。

また、シティプロモーション事業について、今回シティプロモーション戦略を策定するため業務委託することだが、その中身はガイドラインの作成やデジタルマーケティングに関する支援などであるが、人口流出ができるだけ少なくするとか、関係人口を増やすなどの市としての目的を丸投げするものではないということでよいかとして質疑がありました。

さらに、米沢ファンションベースキャンププロジェクト推進事業について、米織産業を取り巻く環境は厳しい状況に置かれており、事業所数も減少していると聞いている。そこに新たな光を当てるプロジェクトだと信じている。ただ、参画する事業所が少なく、今回3年という期間で、3年後のビジョン、目標が伝わってこない部分があると思うが、具体的な取組はどのようなものか。また、

米織に関して、以前に米織のワイシャツが販売された。そういう常日頃から着られるものの復活を今後、研究、検討していただきたいと思うがどうかとして質疑がありました。

また、米沢ファンションベースキャンププロジェクト推進事業について、今回のプロジェクトは、これまでとは別に新たな目的で米沢の洋装織維をつくっていこうという取組なのか。また、この産業プロジェクトの最終的な目的をしっかりと確立していく必要性があるのではないかとして質疑がありました。

さらに、補正のあった款項に関連し、米沢市職員採用試験受験案内について、6月の試験では大卒程度行政、9月の試験では高卒程度行政という記載がある。本市には県立米沢女子短期大学があることから、短期大学士に関して適切な採用メッセージを送る必要があるのではないか。また、20代女性の人口流出に対し、しっかりとメッセージを採用試験案内に盛り込み、本市職員の採用につなげていく対応ができないかとして質疑がありました。

また、補正のあった款項に関連し、企業版ふるさと納税について、自治体によっては基金をつくり、単年度ではなく複数年度にわたって企業版ふるさと納税の使い道をしっかりと見定めていくという取組もなされている。本市においても、財政が厳しい中、企業版ふるさと納税に関して、そういった対応ができないかとして質疑がありました。

第8款土木費では、都市計画道路石垣町塩井線の今回の予備設計の延長は250メートルの範囲のことだが、山形県において都市計画道路万世橋成島線の本町工区が後期事業着手箇所として位置づけされた今回の機運を逃してはいけないと思う。そこで、市道太田町線まで接続できるよう予備設計を延長し、いつでも工事に着手できるような体制を整えておくべきと思うがどうか。また、県との調整はどうなっているのかとして質疑がありました。

以上が議第97号令和6年度米沢市一般会計補正予算（第2号）に対する審査の経過の中でありました質疑の主なものであります、議第97号につきましては、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

次に、議第98号令和6年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）につきましては、質疑もなく、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決まりました。

以上、当予算特別委員会に付託されました議案の審査経過の概要と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○相田克平議長 ただいまの予算特別委員長報告に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議第97号及び議第98号の議案2件を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。

よって、議第97号及び議第98号の議案2件は、委員長報告のとおり決まりました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

~~~~~

午前11時15分 開議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

::::::::::

日程第25 発議第1号パレスチナ自治区

ガザ地区における戦闘の即時停戦の働きかけを国等に求める意見書の提出について

○相田克平議長 次に、日程第25、発議第1号パレスチナ自治区ガザ地区における戦闘の即時停戦の働きかけを国等に求める意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者欠席のため、賛成者から提案理由の説明を求めます。

賛成者、12番古山悠生議員。

〔12番古山悠生議員登壇〕

○12番（古山悠生議員） ただいま上程になりました発議第1号パレスチナ自治区ガザ地区における戦闘の即時停戦の働きかけを国等に求める意見書の提出についてでありますが、本案は、イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスの軍事衝突により深刻な人道危機をもたらしているパレスチナ自治区ガザ地区での即時停戦実現のために、国及び政府並びに関係機関が積極的な役割を果たすことを求め、意見書を提出しようとするものであります。

以下、意見書案を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

〔別紙 発議第1号朗読〕

以上でありますが、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○相田克平議長 ただいまの説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第1号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり決りました。

-----  
日程第26 発議第2号医療機関・介護施設への支援の拡充と、ケア労働者の勤務環境と処遇改善等を求めるための意見書の提出について

○相田克平議長 次に、日程第26、発議第2号医療機関・介護施設への支援の拡充と、ケア労働者の勤務環境と処遇改善等を求めるための意見書の提出についてを議題といたします。

この場合、提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者、18番我妻徳雄議員。

〔18番我妻徳雄議員登壇〕

○18番（我妻徳雄議員） ただいま上程になりました発議第2号医療機関・介護施設への支援の拡充と、ケア労働者の勤務環境と処遇改善等を求めるための意見書の提出についてですが、本案は、政府は2024年に診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の改定を実施しましたが、政府が目標としていた2.5%のベースアップには、ほとんどの医療機関・介護施設が届いていない状況であり、物価高騰が収まらない中、国が決める公定価格で運営している医療機関や介護施設等は、様々な物品や光熱費などの値上げを価格転嫁できない状況が続いていることから、診療報酬と介護

報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施することや、物価高騰を補えるよう支援策を拡充することなどを求め、国に対して意見書を提出しようとするものであります。

以下、意見書案を朗読して、提案理由の説明に代えさせていただきます。

〔別紙 発議第2号朗読〕

以上でありますが、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○相田克平議長 ただいまの提出者説明に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 質疑を終結いたします。

次に、議員間討議を行います。議員間討議の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 なければ、議員間討議を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第2号を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり決りました。

-----  
日程第27 議員派遣について

○相田克平議長 次に、日程第27、議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、会議規則第167条第1項の規定により、配付しておりますとおり決定い

たしますので、御了承願います。

○相田克平議長 ここで、このたび全国市議会議長会第100回定期総会において感謝状の贈呈がありましたので、事務局長から報告させます。

○栗林美佐子事務局長 相田克平議長におかれましては、令和5年度全国市議会議長会、空き家・空き地問題に関する特別委員会委員を務められ、感謝状を受けられておりましたので、御報告させていただきます。

#### 市長挨拶

○相田克平議長 以上で、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。近藤市長。

〔近藤洋介市長登壇〕

○近藤洋介市長 市議会6月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

まず初めに、本日は市議会の御提案による恒例のかりゆし議会であります。

また、本年は沖縄市と本市が姉妹都市提携を結び30周年となります。議員各位御案内のとおり、沖縄と本市の関係の原点となったのは、最後の藩主上杉茂憲公の存在であります。明治14年に沖縄県令となられ、沖縄の人材育成に情熱を傾けられ、今なお沖縄の皆様に敬愛されている茂憲公の業績、その志に深甚なる敬意を表しつつ、壇上に上がらせていただきます。

去る6月3日に招集いたしました本定例会は、本日、全日程を終了いたしました。18日間にわたる会期中、提出しました案件について、終始真剣な御審議をいただき、厚く御礼申し上げます。

審議の過程で賜りました重要な御指摘、御意見等につきましては、十分に受け止めさせていただき、今後の市政執行において生かしていきたいと考えております。

さて、次期総合計画の策定が今年度から始まりました。これは、令和8年度から10年間の本市のまちづくりの方向性を示す大変重要な計画であります。最重要課題である人口の減少をどうやって食い止めていくか、また本市にたくさんある魅力ある資源をどのように活用していくか、市民の皆様と共に考え、知恵を出し合いながら、地域全体の再設計を考えて、好循環の米沢を実現するための計画の策定を進めてまいります。

一方で、喫緊の課題への対応については、必要に応じて速やかな予算措置等の対応を行うことも考えられますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

これから夏本番を迎え、暑い日が多くなってまいります。市民の命を守るためにも、熱中症対策に取り組んでまいります。議員各位におかれましても、市民の皆様への声がけ等のお力添えを賜れば幸いです。あわせて、議員各位の御健勝を心よりお祈り申し上げ、御礼の挨拶といたします。

ありがとうございました。

#### 閉　　会

○相田克平議長 これをもちまして令和6年6月定例会を閉会いたします。

午前11時32分　閉　　会